

## 四日市市消防本部中消防署及び四日市市北消防署電気需給仕様書

### 1 概要

#### (1) 四日市市消防本部中消防署

- ① 場所 : 四日市市西新地 14 番地 4 号
- ② 業種及び用途 : 官庁(消防施設)

#### (2) 四日市市北消防署

- ① 場所 : 四日市市富田二丁目 4 番 15 号
- ② 業種及び用途 : 官庁(消防施設)

### 2 仕様

#### (1) 電気方式、受電電圧、標準周波数、受電方式、非常用自家発電設備、蓄熱槽

- ア 電気方式 交流 3 相 3 線式
- イ 受電電圧 6, 0 0 0 ボルト
- ウ 標準周波数 6 0 ヘルツ
- エ 受電方式 1 回線受電
- オ 非常用自家発電設備 あり
- カ 蓄熱槽 なし

#### (2) 契約電力、予定使用電力量

##### ア 契約電力

- (ア) 四日市市消防本部中消防署 1 8 5 kW
- (イ) 四日市市北消防署 3 3 kW

※契約電力が 5 0 0 kW 未満の履行時における各月の契約電力は、当該需要場所における、その 1 月の最大需要電力と前 1 1 ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

##### イ 予定使用電力量

- (ア) 四日市市消防本部中消防署 4 3 6, 9 6 6 kWh
- (イ) 四日市市北消防署 1 0 3, 7 1 7 kWh

#### (3) 需給開始日、使用期間

- ア 需給開始日 平成 2 9 年 1 月 1 日 午前 0 時
- イ 使用期間 平成 2 9 年 1 月 1 日から平成 2 9 年 1 2 月 3 1 日まで

#### (4) 需給地点

構内引込第 1 柱上過電流ロック機構付高圧気中開閉器の電源側接続点

- (5) 電気工作物の財産分界点 需給地点に同じ
- (6) 保安上の責任分界点 需給地点に同じ
- (7) 電力量の計量

計量日は、落札者と別途協議とすることとし、計量は中部電力株式会社が設置した計量器に記録された値によるものとする。

- (8) 力率 100%
- ※各月の電気料金算定における基本料金の力率割引又は割増については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。なお、入札時においては、力率100%にて価格算定すること。
- (9) 燃料費調整単価
- 入札価格の算定にあたっては、中部電力株式会社の算出する平成28年8月のものとする。
- ※なお、支払いにおいては、各月とも中部電力株式会社の算出する単価によるものとする。
- (10) 再生可能エネルギー促進賦課金単価
- 入札価格の算定にあたっては、中部電力株式会社の算出する平成28年5月のものとする。
- ※なお、支払いにおいては、各月とも中部電力株式会社の算出する単価によるものとする。
- (11) その他
- 四日市市消防本部庁舎（消防本部中消防署、北消防署）は現在、各々の施設で別々に受電している。落札者は、各々の施設の電気需給にあたり問題が生じないように中部電力株式会社との調整を十分に行うこと。
- (12) 暴力団等不当介入に関する事項
1. 契約の解除
- 四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。
2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務
- ① 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
  - ② 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
  - ③ (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。
- (13) 個人情報の取り扱いに関する事項
- この契約による業務を行うに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、「四日市市個人情報の取扱いを伴う業務の委託等に関する基準を定める規定（平成27年10月6日訓令第9号）」に定める『個人情報取扱注意事項』遵守すること。
- (14) この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書の内容に疑義が生じたときは、甲、乙協議して解決するものとする。